

広島県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十三年広島県告示第七百六号	
所在地		広島県山県郡安芸太田町大字上筒賀及び同町大字中筒賀地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	区域の名称
	土砂災害の自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類
筒賀川支川（六九一〇）	土石流	筒賀川支川（六九一〇）	土石流
椿谷川（五六〇〇隣二）	土石流	椿谷川（五六〇〇隣二）	土石流
椿谷川（五六〇〇隣一）	土石流	椿谷川（五六〇〇隣一）	土石流
椿谷川（五六〇〇）	土石流	椿谷川（五六〇〇）	土石流
布原川（五五九九）	土石流	市間川（五五九八隣）	土石流
市間川（五五九八隣）	土石流		
市間川（五五九八）	土石流	市間川（五五九八）	土石流
筒賀川（五五九七隣）	土石流	坂原川（五五九七）	土石流
坂原川（五五九七）	土石流		
布原川（二二九七）	土石流	布原川（二二九七）	土石流

大歳谷川 (八八一)	瓜ヶ谷川 (八八〇)	宮平谷川 (八七九隣)	宮平谷川 (八七九)	下数舟谷川 (八七六)	三谷川 (八七五 e)	三谷川 (八七五 d)	三谷川 (八七五 c)	三谷川 (八七五 b)	三谷川 (八七五 a)	柗谷川 (八七一)	大歳谷川 (八七〇)	天神原川 (八六九)	井仁口川 (八六八隣)	四方四郎谷川 (八六八)	太田川支川 (六九二五隣)	古仏丁谷川 (六九一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
		宮平谷川 (八七九隣)	宮平谷川 (八七九)	下数舟谷川 (八七六)	三谷川 (八七五 e)	三谷川 (八七五 d)	三谷川 (八七五 c)	三谷川 (八七五 b)	三谷川 (八七五 a)	柗谷川 (八七一)	大歳谷川 (八七〇)		井仁口川 (八六八隣)	四方四郎谷川 (八六八)	太田川支川 (六九二五隣)	古仏丁谷川 (六九一一)
		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流

